



問い合わせ
市民生活課保険年金係 ☎ 75-2159

私たちは、病気やケガをしたときに安心して病院で治療が受けられるよう、必ず何らかの医療保険に加入しなければなりません（国民皆保険制度）。

国民健康保険は医療保険の一つです。国民健康保険の資格を取得するとき（ほかの保険から離脱）や喪失するとき（ほかの保険に加入）は、14日以内に必ず届出をしましょう。

国民健康保険の加入・離脱は自動的に
はなりません。必ず被保険者の届出と
手続きが必要です。届出をしないと、後
でさかのぼって保険税を払ったり、払わ
なくてもよい請求がきたりします。

次のような場合は、必ず届出をお願い
します。

●加入

①職場等の健康保険を辞めたとき。

②その保険の被扶養者でなくなったとき

③子どもが生まれたとき

④市外から転入してきたとき

⑤生活保護を受けなくなったとき

■必要なもの

・印鑑

①の場合は健康保険を喪失した日が
分かる証明書（健康保険喪失証明書、
離職票など）

●離脱

①職場等の健康保険に加入したとき。

その保険の被扶養者になったとき

②市外へ引っ越すとき

③死亡したとき

■必要なもの

・印鑑 ・国保の保険証

①の場合は、社会保険の保険証

●その他

①住所、世帯主、氏名が変わったとき

②世帯を分けたとき、世帯を合わせたとき

③保険証を紛失したり、破損して使えな
くなったとき

■必要なもの

・印鑑・国保の保険証

運転免許証など本人確認書類をご持参
ください

《麦の芽短歌会 互選》

冬のあしおと近づく夕花みずきの
残るひとひらはらりと散りぬ

阿部 睦美

教え子の二人先立ちゆく年の
窓辺をたたく冷雨はげしき

内田 龍子

風の枯野の果てに母の顔つ

黄泉への道も平らならずや
本村 則子

師走の雪取らうように舞い降りて
やがて来る春ひたすらに待つ

迎 寿代

いつの間に過ぎゆく刻よ吾もまた
喜寿の仲間に入りておりぬ

川浪 信子

《あざみ俳句会 互選》

ねんねこも昭和の代と忘れられ

中嶋 清子

健やかな暮し何より冬菜引く

田中 惇子

残雪の天山風頬を打つ

千々岩弘幸

懐メロに過ぎし日重ね年の暮

川内すみ子

雪の戸にメモ挟まれて宅急便

武富 律子

《多久川柳会 互選》

老いの身に希望の文字は眩しすぎ

松下 修

取り敢えず探りを入れる変化球

富安 正喜

給付金総理の椅子をぐらつかせ

高塚チカ子

新社員もう読んでます求人誌

大谷 和

学園に希望が満ちて桜咲く

西山 残月